







鳥栖ガス検知警報装置修理

総務部長	管理課長	営繕班長	工事企画係長
			

件名	鳥栖ガス検知警報装置修理		
図名	表紙		
支処長	総務科長	営繕班長	設計
			
図面枚数	1 / 2	作成	令和7年4月21日
陸上自衛隊 鳥栖燃料支処 総務科 営繕班			

仕 様 書

1 件 名：鳥栖ガス検知警報装置修理

2 場 所：佐賀県鳥栖市村田町1089-1 陸上自衛隊 鳥栖分屯地

3 概 要：

- (1) 42号建物（非常用発電機室内及び燃料地下タンクピット内）
ガスセンサ2台取替、センサソケット2台取替、指示計ユニット2台取替
- (2) 44号建物（非常用発電機室内及び燃料地下タンクピット内）
ガスセンサ2台取替、センサソケット2台取替、指示計ユニット2台取替

4 一般事項：

- (1) 本修理は本設計図書及び国土交通省大臣官房長官官舎部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気工事）」による。
- (2) 本修理に使用する材料は、全て監督官の検査を受け合格品のみを使用する。
- (3) 請負者は修理実施にあたり、仕様書及び現地において相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合、工事監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (4) 請負者は施工にあたり、本修理以外の他の部位を破損した場合は、請負者の責任により原形に復旧する。
- (5) 請負者は修理実施にあたり、安全管理に留意するとともに修理終了後は現場の整理整頓及び清掃をするものとする。
- (6) 本修理に際しては、本設計図書に明記なき事項についても施工上当然処置すべき事項は請負者の負担で実施するものとする。
- (7) 本修理で発生（鉄屑）した発生材は、発生材調書と共に監督官に引継ぐものとする。
- (8) 本修理の作業写真は、カメラ（カラー版）又はデジタルカメラを使用し、使用部品（規格、数量）、各工程、完成時を撮影し1部提出する。

5 特記事項：

- (1) 本修理のガスセンサは新コスモス電機株式会社のE-M5-J20L60と同等品以上とする。
- (2) 本修理のセンサソケットは新コスモス電機株式会社のKD-5B/50用と同等品以上とする。
- (3) 本修理の指示計ユニットは新コスモス電機株式会社のV3-Hvと同等品以上とする。
- (4) 本修理後に点検を行い正常に作動するか確認する。

図 名	鳥栖ガス検知警報装置修理		
図面枚数	2 / 2	作 成	令和7年4月21日
陸上自衛隊 鳥栖燃料支処 総務科 営繕班			